令和２年１２月１日
都市整備政策部住宅管理課

世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起について

１　主旨

区では、区営・区立住宅の家賃滞納者に対して督促や納付相談を重ね、滞納の解消に向けての取り組みを行ってきたところである。

本件は、区と委任契約を結んでいる弁護士に委任し対応したが、相手方からの応答がなく、自発的な支払いの意思が見られないため、専決処分を得たうえで、使用者及びその連帯保証人を被告として、住宅の明渡し及び滞納使用料等の支払いを求めて訴訟を提起するものである。

２　これまでの経緯

平成１８年１２月　本件住宅に入居。
平成２０年　８月　滞納が始まる。（文書、電話、呼出による催告を実施）。
令和　２年　３月　連帯保証人に対して文書による納付協力を依頼する。
令和　２年　７月　弁護士に委任し対応したが、相手方から反応はなかった。
　　１０月　使用許可取消通知書を送付。

３　訴訟の内容

原告　　世田谷区
被告　　使用者：[redacted]
　　連帯保証人：[redacted]

請求の趣旨
（１）被告は、原告に対し、本件建物を明け渡せ。
（２）被告らは、原告に対し、連帯して、滞納金１，２５８，０００円及び令和２年１１月１日から本件建物の明渡済まで１箇月６３，６００円の割合による金員を支払え。
（３）訴訟費用は被告らの負担とする。

訴訟の目的の価額　　２，４９４，６８１円
（１）の訴えに係る建物の価額　１，２３６，６８１円
（２）の訴えに係る金員の価額　１，２５８，０００円

４　今後のスケジュール（予定）

令和３年　１月　専決処分
　　東京地方裁判所へ訴訟を提起
　　２月　都市整備常任委員会（専決処分の報告）
　　第１回区議会定例会本会議（専決処分の報告）